

## 平成21年 第3回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

8番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。8番、日本共産党の川上です。一般質問をいたします。

福岡県内では7月24日から26日にかけて激しい集中豪雨に見舞われ、各地で1時間に80ミリを超え、福岡市博多区では1時間に116ミリもの雨を観測する記録的な大雨となりました。これにより各地で土砂崩れや河川からの濁流の流れ込みなどの災害が発生し、県内でも10名の方がなくなるという痛ましい人的被害が生じました。

芦屋町でも今回の豪雨により被害を受け、被災された方がおられます。被災者の皆さんへのお見舞いを申し上げます。それと同時に今回の豪雨によって被災された皆さんの救援と災害対策に昼夜をわからず行動された町長を初め、町職員、消防団員、業者の方々に感謝申し上げます。人的被害がなかったのは皆さんのおかげだと思います。その上で、今後も起こりうる豪雨災害に対する災害防止対策について質問いたします。

1点目に、今回の豪雨での被災・被害状況はどうだったのか。

2点目に、今回の降水量以上の豪雨の可能性も考えられるが、災害防止対策はどのように考えられているのか。

3点目に、遠賀川からの流出ごみの処理とその費用はどうされたのか。

以上の3点について伺いまして、第1回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 占部 義和君

まず、町長初め町職員、消防団員、業者の方々に感謝申し上げますという川上議員のお言葉に対してお礼を申し上げます。それと、私どもも人的被害が幸いにしてなかったということについては、一定の安堵をしておるところでございます。

それでは早速ですが、1点目の被害状況についてご報告いたします。

消防防災担当の総務課として把握しておる状況でございますが、床下浸水が、これは栗屋のほうから正津ヶ浜まで山鹿にかけて6件あっております。

それから床下浸水までには至っておりませんが、水が来そうだから土のうを積いてくれというそういう要請が3件あっております。

それから道路冠水、これは町内いたるところで発生したわけですが、山鹿小学校の裏の周

辺、この辺など全部で16件、それから町道、農道の一部損壊、側溝の下がえぐれたとか、亀裂が入ったとかいうのが2件。それから、江川台の町有地、江川台から猿渡に抜ける道の町有地のり面の崩落が1件あっております。

それからまた栗屋の環整の横の調整池、これがかんらんしまして、環整の車両に被害を与えておるところです。それと、山鹿裏耕地を中心としました田畑の冠水があっております。

2点目の今後の災害防止対策についてでございますが、これはハード面とソフト面、二面での対策が必要であろうと考えております。具体的なハード面につきましては、それぞれの所管課で反省を踏まえた上で今後対策がとられると思っておりますが、総務課のほうでのソフト面で申し上げれば、例えば避難勧告、今回避難勧告までには至っておりません。自主避難された方がお一人いらっしゃったわけですが、もっとひどい場合には当然避難勧告や避難指示というのを決断しなくてはならないわけですが、そういった具体的な発令の基準の設定、これは先日朝日新聞にも6割以上の団体で未整備だというのが指摘されておりましたが、芦屋町でもそういった具体的な基準がありませんので、そういった基準の設定などが急務であろうかと、そのように考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 鶴原 洋一君**

私のほうからは、遠賀川からの流出ごみの処理と、その費用はどうされたのかというご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、このたびの大雨につきましては、河川事務所が観測したもののうち最大というものでございました。その雨量は昭和28年の大洪水のときよりも多く、前回の平成15年のときも上回るものでございました。雨は7月24日、26日の2日にわたって降り、これにより芦屋町にも冠水被害や河口堰を全開にしたことによるごみの被害が発生したところでございます。

ごみ対策につきましては、地域づくり課では7月25日に、私ども企画政策課では大雨直後の7月27日に全体調査を行っております。その結果、遠賀川右岸の唐戸、それから柏原漁港一帯、それから夏井ヶ浜一帯に大量のごみが漂着しておりました。同日、国交省河川事務所と調整して、ごみ処理費用の負担の問題はあるが、現場の早急な処理が喫緊の課題であるため、早急にこれを除去するということといたしております。

7月28日には、北九州土木事務所に対しまして、県が管理する海岸線及びサイクリングロードにおけるごみ処理を要請しております。

8月1日には、堂山保存会などが主催した緊急のごみ除去作業を行政も協力して、特に流木や

アシなどを除くペットボトル、プラスチック類などの自然に分解しないごみを除去しております。

その後、河川内のごみにつきましては国交省で、海岸線のごみは県で、漁港内のごみは本町が処理をしております。芦屋町の費用につきましては、まだ精算が終わっておりませんが、約1,100万円と予想をしております。

この処理費用問題につきましては、国交省、県、北九州市、芦屋町の4者で協議調整を行っておりますが、まだ結論は出ておりません。今後とも鋭意調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 8番 川上 誠一君**

それでは2回目の質問をいたします。

今豪雨についての被害は、芦屋町でも床下6件、それから土のう要請されたところ3件などですね、いろいろな被害が出たということが報告されましたし、場所としては山鹿小学校裏、それから山鹿裏耕地、それから江川台等々ですね、いろんなところで起こったということですので。

ただ、今回はですね、私ごとが、ちょっとお手元に地図がありますように、山鹿小学校の裏通学道路ですね。これは地図でいいますと地図の下のほうの通学道路冠水L180メートルから丸の内町営住宅前冠水L120メートルという、そういったところが指摘されている地域です。それと山鹿裏耕地については、一番上の田屋裏耕地冠水というそういったところが地域となっております。この2点、二つの地域についての冠水原因と対策についてお伺いいたします。

この2地域については長年大雨に何度も冠水を繰り返しており、地域住民に多大な迷惑をかけているということは町も十分に認識されていることと思います。

町はこの冠水の原因の一つとして、汐入川及び農業用水路に長年堆積した土砂による阻害であるとして、平成15年度から20年度まで4年間にわたって、河川の箇所を河床のヘドロ、砂、こういったものの浚渫工事を実施しました。平成15年度から4度やっていますが、これの工事延長または浚渫量、そういったものがわかるんならご答弁お願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 内海 猛年君**

汐入川の浚渫というご質問でございますが、汐入川の浚渫につきましては、平成15年度から20年度まで4期に分けていたしております。

まず、1期として平成15年度に工事延長が217メートル、浚渫土量が326立米。第2期として平成16年度に532メートル、浚渫土量が575立米。第3期が平成19年度、工事延

長が377メートル、浚渫土量が900立米。そして第4期として平成20年度、昨年に工事延長が355メートル、浚渫土量が665。4期間の合計が、工事延長が1,481メートル、浚渫土量が2,466立米となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

町もですね、町の財政のほうからこういった浚渫を行い、冠水の危険性を解除しようということとで施策を行ったわけですけど、正津ヶ浜地区からの要望書に対する回答によりますと、「上流が冠水する原因として、汐入川が長年の土砂堆積で流れを阻害していることも原因の一つと認識していますので、4年次計画で実施予定の汐入川浚渫が完了することで、冠水の危険性の解消できるものと考えています」というふうに回答されています。

それで、この7月24日から27日までの間に福岡県下に大雨洪水警報が出されましたが、このときに降った雨は、先ほど課長の答弁にもありましたけど、資料の2枚目、日降水量表というのがあります。この中で、それぞれの地点で観測されているんですけど、芦屋町として一番近いところでは水巻ということで、ここでは24日で182ミリ、25日で35ミリ、26日で75ミリ、27日はゼロということで、最大1時間雨量が47ミリ、最大3時間雨量が114ミリということですね。総降水量が292ミリという、こういった雨が降ったわけです。

先ほどの浚渫を行って、こういった雨による冠水が回避できるということにもかかわらず、冠水しているという状況です。

これはですね、この写真の、資料の中に一番最後に写真が載ってます。平成21年7月26日AM10時から10時50分撮影ということで、これが、それぞれ1から10番まで番号が打ってありますけど、これは地図にある記入した1から10番の地点、これの26日の状況が写っております。山鹿小学校裏通学道路、ここが約180メートル冠水してます。丸の内町営住宅前の車庫や道路等の冠水は約120メートル。また、田屋裏耕地のビニールハウスの冠水、道路の冠水、こういったものも写っています。最大1時間雨量47ミリで、こういったふうに冠水しているということで、深いところで約45センチ、そういった点では子どもや、また夜間に通るといふ点では大変危険な状況になっています。

先ほどの4年間に実施された浚渫工事で水のたまり具合、また水の流れ具合も、やはり大分改善されたと思いますし、その関係で冠水する地域も減ったという効果はあると思いますが、やはり依然としてこういった状況であります。

また、国道495号線下流から未改良区間、これは地図でいえば一番上の青い用水路に色がつ

けてある部分です。こういったところが既に土砂の堆積もあるというこういったことになっております。

こうしたふうに浚渫したにもかかわらず、道路や田んぼ、畑には実際に冠水を繰り返しておるということで、やはり冠水解消の効果については、いささかの疑問も残っているという状況です。

こういった汐入川、また農業用水路、こういったところでは、大雨が起きたとき、水量が上がったときには、山鹿排水機用のポンプによって強制排水が行われています。これは私も現地調査行ったんですけど、昭和54年に山鹿排水機場ができたというふうに聞いております。山鹿排水機場ができて以来、花美坂、または花野路団地、こういった山地であったところが宅地化しました。そういった中で、この山鹿排水機場が対応している集水区域面積、これは山鹿排水機場が対応している全体の流域面積ですね。それから降雨確率年、何年に一度か大雨が降る可能性があるというのを想定していると思います。

それと、降雨強度。これは雨が分水嶺から排水機場に到達する時間内に降る平均降雨量とか、こういった数値があるわけなんですけど、これがどのぐらい設定されていたのか。これはわかるでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 内海 猛年君**

まず山鹿排水機場の流域面積といいますか、処理面積ということでご質問が出ております。山鹿排水機場は、基本的には山鹿部の標高の高いところから海岸線につきましては海のほうに流れ込むと。そして、それ以外のところについては、すべて農業用水路等を使って、また側溝を使った中で汐入川等に流れ込むというシステムになってるかとおります。そういうような中で面積を計算いたしますと、約2.52平方キロメートルという数値になっております。

それと、あわせて汐入川の水域の面積といいますか、これにつきましては9,100平方メートルということになっております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 大塚 秀徳君**

先ほどの年数の問題ですが、遠賀川そのものにつきましては、100年計画を今後やっていくということで、汐入につきましては、通常河川の場合であれば10年ということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

そういった一応数値設定がされてあるということですが、それでは山鹿排水機場の排水能力についてお尋ねします。この山鹿排水機場の排水能力は幾らあるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

山鹿排水機場の排水能力というご質問ですが、毎秒2.5立米のポンプを2台設置いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

毎秒2.5の排水能力があるのが2台ということで、1秒間に5トン、1分間にすれば300トンです。1時間ですれば1万8,000トンという排水能力を持っていると、これはかなりあるんですけど、先ほど言いました集水面積、区域面積との関係を申しますと、花美坂、花野路地域は以前は山林だったんですけど、都市化により住宅地となった。降水時の水の流出地域面積については、これは変わりません。

また、北九州市との状況が変化してない中であれば、分水嶺も余り変化してないということで、流れる量というのは余り変わってません。変わったのは雨水の流れ具合、つまりコンクリート化して、流水係数が高くなって、川の流れ込みが早くなったという、そういった時間的な問題だけです。

また、椎牟田池とか鯉ヶ浦池、狩尾池など、こういったものは以前からの流水面積計算など川の流れ、ごみはほとんど変化はないはずです。

山鹿排水機場の排水溝は山鹿、唐戸の河口堰に向かってあります。これは今度の大雨になると濁流も流れてきますし、唐戸周辺には3メートル近いごみの山が持ってまいりました。こういったことで排水機の吐き口にかかる水圧等で内水排水の機能低下、こういったことも考えられますけど、これはポンプの据えつけ位置が高く、また吐き出し口も約30メートル、配管も約30メートルあるということで、こういった点を考えてみても、担当者に聞きましても排水機の機能低下が少ないということです。

そういったことを考えますと、山鹿排水機場は相当の47ミリの大雨に対しても機能は十分あ

り、冠水は防げるという、そういった能力を持っているということになります。そうなりますと、この山鹿小学校裏道路等の冠水原因は、町はどこにあるというふうに考えるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

川上議員が、排水機場の排水能力というご質問でございました。今回の状況をお話しますと、24日の日の16時40分に操作員が執務しております。その時点で排水機場の内水が50センチ、0.5メートルということで、その時点でポンプ2台を作動いたしております。そして20時40分、約4時間後ですか、4時間後には内水位が約20センチということで、排水能力はもう十分稼働しているという判断しております。

ただし、午後10時に河口堰が全開されております。その関係で河口堰の水が遠賀川に流れ込むということで、先ほど排水機場の排水口が遠賀川に面しております。一般的には遠賀川の水位よりも高い位置に排水口はあるわけですが、河口堰をあけたことによって、その排水口が水の中に浸かってしまったという経緯がございます。そのために2台のポンプをかけておりましたけど、排水能力が著しく低下したため、今回のこの山鹿小学校裏地区の冠水が起こったという原因ではないかという思いをしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

私たちも原因調査として管理者とお話をしたんですけど、管理者のときにはそういったお話をなかったと思いますが、そういったふうな問題があったとしても、一つやはり問題なのは先ほど言いましたように、山鹿排水機場は遠賀川河川事務所の所管となっておりますが、降雨時の排水機の運転基準について、また水位、それと運転開始水位と運転停止水位、これはどのようになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

排水機場の運転等といいますか操作管理につきましては、国土交通省遠賀川河川事務所と芦屋町が操作管理委託契約書を締結し、その中で操作員2名の選定をしております。

そして洪水時の方法といたしましては、排水機場における汐入川の内水位がTP、これは標高でございます。標高が0.48メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるときは排水機場の

運転を開始、そして標高がマイナス0.02メートルに低下したときには運転を停止するようになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

今答弁されたように、運転基準としては汐入川の水位がTP、これは東京湾平均海面ですね。TPプラス0.48メートル。それから運転停止がTPマイナス0.02メートルというふうになってます。

ただ受託管理者に関しては、この運転開始水位というのが0.59メートルというふうになってます。これで0.59メートルで自動的に電話が入って、そして管理者が出て行って、当然補機を始動させて行って、そして電源を押してポンプで排水するという、こういった手順になっております。

それではですね、山鹿小学校裏通学路面の一番低い箇所の標高は幾らでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

その数値としましては0.6メートルでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

これは先ほどの地図の中にも入っておると思いますけど、山鹿丸ノ内町営住宅冠水L120の上に小さく0.6となっております。これが東京湾平均海面の単位とした数値です。山鹿小学校の裏0.9というふうになっております。

先ほど言いましたように、排水ポンプが稼働されたと言われましたが、7月26日の排水機ポンプの運転をされたのは時間帯としてはいつからだったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

今回の大雨につきましては、24日の先ほど申し上げました16時40分から25日の12時40分まで運転を行っております。そして、さらにまた雨が強くなったということで26日の午前1時から運転を開始し、終了が26日の午前1時30分に運転を停止いたしております。



以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

委託管理者からですね、河川事務所に提出された日報によってもそういった状況になっています。

それで、もう一つですね、この地図の中に丸ノ内ポンプ場というのがあります。これは生活排水を排水するポンプ場と聞いておりますが、このポンプ場の排水機能はどのようなふうになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

丸ノ内のポンプですけども、先ほど川上議員が言われましたように、これは雨水排水というよりも雑排水を農業用水路に流入させないための機能を持つポンプでございます。口径が150ミリのポンプ、そして吐出し量が毎分2.25立方メートルのポンプを3台設置いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

そういった点では3台で6.75トンであります。1分間に6.75トンですから、1時間に換算すれば403トンの排水能力があります。

先ほど7月26日の排水機ポンプ場の運転がAM9時40分からもされたと言いましたが、この写真では既に、もう山鹿通学路についてはもう冠水した状況になっています。これは10時前に撮られた状況です。

問題は、既にポンプのスイッチを入れるときには、通学道路が冠水している状況が生まれているんです。これはなぜかと申しますと、排水ポンプの運転開始の設定水位にあるんじゃないかというふうに私は考えています。稼働は水位がTP0.48メートル、また受託管理者では0.59というふうになっていますので、この0.59ということになれば、先ほどの通学道路面の標高が低いところで0.60です。という点では、運転開始設定水位とほぼ同じ高さということになります。

同時時刻に電話が入って、それから排水機場に行って排水機を稼働してポンプを排水するという点などが、やはりタイムラグもありますので、当然ポンプが回るときには道路が冠水しているという、そういった状況です。

そういった状況でありますから、やはり大雨時にはポンプを運転開始始める前には汐入川の水が護岸いっぱいであり、箇所によっては護岸からあふれ、通学道路や田んぼは既に冠水が発生しているという、こういったことがこの冠水の私は原因だというふうに思います。

そういった点で、一つ提案したいのは、まず第1点目に、やはり通学道路の路面のかさ上げをすることが必要ではないかというふうに思います。現在の用水路、こういった護岸の高さと通学路面の低いところの格差は約0.43メートルあります。つまり43センチも道のほうが水面より低い状況が生まれてくるわけです。ですから、一つはやっぱりそれを解決するという、そのためには路面のかさ上げが必要じゃないかということです。

2点目には、浄水場のポンプ運転水位の問題です。先ほど言いましたように、用水路の水は稲の成長には大変必要です。これにはやっぱり大量の水が必要となっています。一定の水位を確保するためには、汐入川の運転停止水位ですね、TPマイナス0.02メートル、これをまだ引き下げるとするのは、水不足を引き起こすということで一般的には困難ではないかというふうに考えます。

また、運転開始水位0.59については、やはりその日の降雨状況、また排水機の能力など、ほかの条件と考え合わせて、やはりこれは変更ができるかどうか、可能性についてやっぱり慎重に検討する必要があるんじゃないかと思います。これについては、やはり農家の方とか、そういった方々の意見も聞きながら考えるべきだと思います。

それと、3点目に丸ノ内排水機場の利用ということになります。これは先ほど言いましたように生活用水ということになってますが、この写真を見ましても10番目の丸の内排水ポンプ場箇所の冠水状況を見ますと、もうここで生活排水がとめられているという状況じゃなく、もう農業用水と混濁しているという、このような状況が生まれています。

ですから、やはりこういった豪雨に対しては、この排水機場の操作基準を明確にして、大雨時には山鹿排水機場と連動した水位を設定できるように検討すべきじゃないかと。受託管理者に伺いますと、そういった要綱は決められてないというふうなことを言われてましたんで、やはりこういったものをちゃんと確定して、そして農家の方とか、だれにもわかるように表示すべきではないかというふうに思います。

こういった改善を行えば、通学路の丸ノ内前とか山鹿小学校、そういったところの冠水は解消することができるんじゃないかと考えますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

都市整備課としましては、浄化センターのほうで降雨量等の記録もとっております。記録によ

りますと24日の15時から24時までの間、9時間でございますけども、182.2ミリの降雨量があった。それと25日は37.6ミリ程度だったわけですけども、降り始めから26日の11時までが総雨量としまして289.9ミリの降雨量を記録しております。この時間帯の中で最大の降雨量としましては、24日の16時から17時までのこの1時間の間に46.4ミリの記録をしております。これは近年まれに見るゲリラ豪雨という私ども判断しております。

先ほどから申されますこと、山鹿小学校のプール付近でございますが、町道としましては3路線の路線で20センチから40センチの冠水があったということの把握もしております。道路としましては標高0.6メートルから1.0メートル、約40センチの高低差がありまして、やはり降雨量が多ければ冠水状況ということになってまいりますので、この3路線の延長約400メートルぐらいあるわけでございますけども、一応道路改良としまして、施設整備計画もしくは実施計画のほうに今後は計上していくというように計画しております。

それと、水路の関連が先ほどお話しされておりました図面上の右上のほうなんですけど、この関連につきましても、現況では水路断面が若干小さいところがありまして、上流、下流という形の中でやはり断面が小さければ、そこの雨量に対しまして一応阻害要因が発生するわけです。

これにつきましても、この写真、お手元の資料の写真の……

**○議員 8番 川上 誠一君**

課長。その件はまた後で聞きます。

**○都市整備課長 大塚 秀徳君**

すみません。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 内海 猛年君**

ちょっとお答えさせていただきます。先ほど内水位が0.48メートルで警報が鳴ると協定してます、アラームが鳴って操作員に連絡するという一応システムになっております。操作員のほうが出向いてということでございますが、現在の操作員といたしますか、通常一般的にはアラームが鳴る前に既に天気予報等で大雨警報が出た段階で従事いたします。

そして、汐入川の水位を確認した上で警報が鳴る前といたしますか、もう事前に執務いたしまして、危険を察知した段階でもう運転を稼働しております。それで、2基のポンプを作動いたしますと、既に水位はすぐ下がります。ただ、汐入川まで流れ込む時間といたしますか、その関係でなかなか一遍に掃ききれないといたしますか、だから今回の場合の大雨については、その辺の要素が若干出ているんじゃないかという気がしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

今の課長の答弁ですね、道路のかさ上げについても今後実施計画に載していくということでしたので、ぜひそれが早急にも実現できるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、田屋の裏耕地の問題について伺います。それで田屋の裏耕地についてで、上流側の用水路の未改良区というのがあります。これは地図にありますオレンジ色で示されているC-C断面、A-A断面、こういったところが未改良区間となっております。

この未改良区間の先ほど課長が答弁されましたけど、流水断面の小さい箇所がありますが、これは何平方メートルでしょうか。また未改良区前後の流水断面は何平方メートルなのでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

断面的には未改良部では2.04平方メートル、それと改良部のところにつきまして、上流側が6.23平方メートル、下流側が6.60平方メートルでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

お手元の資料の未改良区間現況流水可能断面図というのがあると思いますけど、この中にA-A断面図、B-B断面図、C-C断面図というのが載ってます。これを見てもわかるように狭いところでは2.6から2.0ということです。これ、改良されたところは6.2ということで、これだけの断面積でも差がありますので、当然こういったところから田屋裏耕地の冠水が起こってくるのではないかというふうに思ってます。

それからまた、これも河床高、これもはまゆう団地の下とかそういったところの用水路については、へドロとか泥とかがたまって、水の流れが阻害されているというこういった原因があると思います。

これは今会議の浚渫予算が181万円上がってますが、これはこういった地域についてされるのでしょうか。その点伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

今回、今議会に上程させていただいてます補正予算の中で、地域活性化緊急雇用創出事業という内容で、山鹿の裏耕地、表耕地の農業用水路、これは一般的には人力といいますか、これで浚渫をするようにいたしております。

あわせまして、地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、先ほどご指摘がございましたはまゆう団地下の水路を浚渫をするという計画にいたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、先ほど課長が答弁されていた未改良区については今後計画されて、これを改善していくという、そういったことになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

この水路につきましては、先ほどもちょっとお話しましたけども、上流から下流側に流れる中で、水路断面が3分の1程度のところがございますので、延長としましては180メートル程度の現在ある道路敷を水路敷として、そして水路敷としてあるところを道路敷として、まあこの要因につきましては、この現在の水路の横がすぐ民家でございます、お手元の写真の資料、8番目でございます。このように即民家が隣接しておりますので、水路等を工事をやる場合につきましては、当然その重機機械等が入ってまいりますので、この状況の中では家屋被害等を避けるがために道路と水路の位置を変更し、なおかつ工事をする中では、農耕者や地域住民の協力等がある初めて工事ができあがるものでありますので、この計画につきましては、実施計画もしくは施設整備計画にあわせて計上していくという計画を持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひですね、早急な調査と改善計画、そしてまた地元の方々と関係者と十分な協議をしていただきたいというふうに思います。

今度の7月の豪雨では、全国で多くの方が亡くなられています。日常では安全と思われている水路や側溝、これが豪雨によりはらんし、尊い人命を奪ってしまってます。自治体の第一の役

割は住民の命と財産を守ることになります。こういった点から町の防災計画や基盤整備を進めていただいて、災害に強いまちづくりをしていただくことを要望して、この質問について終わります。

続きまして、遠賀川のごみの問題についてでございます。1,100万程度芦屋町が負担しなければいけないということですが、負担して、それを国土交通省と県と芦屋町で負担するということですが、そういった点でも、この財政の厳しい中で芦屋町が、3等分しても400万円近い金をこういったものを使うということでは、芦屋町民が出したごみではなく、上流から流れてきたものは芦屋町民の税金で使うという点では、私はやっぱり不合理だと思いますし、そういったお金があるのなら、やはり町民の暮らしや福祉を充実させる、そういったものにやっぱり回すべきじゃないかなということに思っています。

まず、この芦屋町が負担するということが自体が私はちょっとおかしいんじゃないかと。先ほど課長の答弁でありましたように、この海岸の、海岸管理者はどこが払っているんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

福岡県でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

そういった点ではですね、幾ら港とはいえ、本来的なら福岡県がすべてを負担しなければいけないというふうになってると思いますが、今後とも、またこのような流出が起こると考えますが、今後こういった問題が起こると、また福岡県、国土交通省、芦屋町で負担を行うという、そういった方向になるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

芦屋町は被害を受けております。そして北九州市も同様の被害を受けております。私ども今協議調整をしているものにつきましては、私どもは被害者でありまして、いわゆる遠賀川の本流を管理してある国土交通省、それから支流の管理をしてあります福岡県、この2社が負担すべき問題ではなかろうか、ただ、ごみについては基本的には流域の市町村から出たということもありまして、県としても国交省としても全額というような考え方は持っていないようでございます。その辺を含めて今鋭意調整をしております。

以前は、国と県と私どもと3等分というような形で、結果としては落ち着いたというような経緯がございます。ただ、それでは芦屋町、北九州市、両方とも納得してないということを前回の協議調整の会議の席上申しております。ただ、それについてはまだ今後調整をしていきたいと思います。ということで、各部署で持ち帰ってございますので、まだ回答ができてないという状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

芦屋町でも、こういった問題はやっぱりおかしいということで、特に平成15年の遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会、こういったところで、遠賀川水系からの流出物が上流位置の市町村住民から投棄されたものであるため、これらの処理は上流自治体なども負担すべきで、こういったところで国、県、各自治体による基金を創出して、それで対応しようというそういったことも論議されてますし、また町長自身も遠賀川サミットとか、そういった中でこういったことを提案されていると思います。

こういったことで、今後とも町長としても、この問題について積極的に働きかけていくという、そういったお考えはおありでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今の川上議員おっしゃるとおりでございます。課長申し述べましたように、平成15年のときの国・県・町、これの3地割、これが基本になって今回の話になっておると思うんですが、それ以後も芦屋町としてのいわゆる方針というのは、川上議員言われたように芦屋町は被害者であるということを一貫して申し述べておるわけでありまして。

遠賀川サミットが、たしか平成20年1月に木屋瀬であったわけでございますが、その折にも主張させていただきました。で、このサミットを機にして、いわゆる遠賀川流域の首長さん、飯塚市長さん、直方市長さん等々、たくさんの方おいでいただいたんですが、あのサミットを機にして首長さん方の認識が変わってまいりました。

遠賀川改修期成同盟等々あるんですが、その折に各首長さん方が「芦屋町さん、迷惑かけますねえ」という言葉が出てまいりました。遠賀川改修期成同盟の、この会が唯一こういうごみの問題を提起する場なんです。その折にお話申し上げたのが、じゃあどなたがリーダーシップをとって、このことをやっていただけるんですかということで、国交省の河川事務所に投げかけてお

ります。国交省はちょっと難しいんで、どなたか飯塚市長さんなり、直方市長さんなりに、音頭をとっていただくように今後進めましょうということになっています。

実は、つい先日、2、3日前、河川事務所に参りまして、このことも含めまして協議さしていただきまして、第2回のサミットを開きましょうという予定になっております。言われるように、これは、芦屋町はあくまでも被害者であるという立場で終始一貫、今後も関係各位と協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 8番 川上 誠一君**

町長もですね、そういったものに対外的にも努力されているということで、私たちもこの問題について、共産党としても、県に対してイニシアをとるように求めています。平成21年の7月15日に海岸漂着物処理推進法というのが施行されました。これについてはご存じですか。

**○議長 横尾 武志君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 鶴原 洋一君**

法律名ですけど、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」というのが、今年度7月15日に施行されております。この法律の目的につきましては、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図るというもので、国の責務、地方公共団体の責務、事業者及び国民の責務、それから海岸を有する地域のみならず、すべての地域における関係者の連絡の強化が明記されております。

次に、処理ということですが、海岸管理者、本町でいえば福岡県になりますが、いわば処理についての必要な措置を講ずること、海岸の占有者は清潔の保持に努めること、市町村は海岸管理者への協力をすること、市町村は海岸管理者に対し必要な措置を要請することができるなど、責任の明確化をしております。

次に、発生を抑制として、国及び地方公共団体は発生原因などの定期調査、森林、農地、市街地、河川、海岸などの不法投棄防止に必要な措置などについて努めるということとされております。

この法律については、施行後3年後に必要な見直しをするというものです。また、国におきましては海岸漂着物対策を推進するための財政措置、その他、総合的な支援を実施するための必要



な法整備を速やかに実施しなければならないと、このようにされております。

このため、今後につきましては、財政措置を伴う施策が出てくとも考えられますので、注視していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

簡単に申しますと、今回の海岸漂着物処理推進法は、処理責任は海岸管理者にあること——これは県ですね。市町村が必要に応じて、海岸管理者、県に協力するとして、都道府県と県の間を整理しています。そして国が必要な財政措置を講じることを明記しました。これによって市町村が、都道府県に対して、国に対して、責任を果たすように迫る根拠というのが、今までの立場とは全然逆転するような町にとっては画期的な法律ができています。

この中では、29条では、「政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外または他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において、地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する費用について、特別の配慮をするものとする」。普通、一般的なところは「措置する」ですけど、今回はよそから流れてきたごみが漂着しておるところに対しては、国は特別な配慮をするということで、一定全面的な支援をするという、財政支援をするという、そういったことも盛り込んでいます。

そして、明確にですね、やはり海岸管理者の都道府県の責任を明らかにしていくということで、第17条で「海岸管理者等は、その管理に介する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない」というふうに明記しています。これによって、地域計画を県がつくっていく、そしてまた海岸漂着物対策推進協議会というのも県が設置しなければいけないとなっています。これによって、それぞれの現場の声が反映されるという、そういった仕組みにもなっています。

また、これは先ほど課長が言いましたように、住民団体とかそういったものが海岸清掃とかに協力してくれています。これに対してもそういった財政投資をしなければいけないという、そういった明確な立場にたって、海岸漂着物の発生、もともとのそれぞれの出す自治体が自粛しなければならないという、そういったところも明記しています。

こういった芦屋町でも願ってもない法律でもありますし、こういった法律を活用して海岸保全を果たしていくことが必要と思われませんが、町長の見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

全くそのとおりでございまして、これ以上答弁はありません。そのようにさせていただきます。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひですね、これはもう8月中に期限終わってますけど、まだ追加で上げれば取り上げられていくという、そういったこともあります。財政的にも約50億円、国は今基金を作ってますので、ぜひ芦屋町が声を上げて、こういったシステムを使いながら海岸の保全に取り組んでいただきたいというふうに思ってます。

もう時間がなくなりましたが、今回やはり流木が流れたことによって第2次被害も起こっています。流木による操舵機の破損とか、船体の破損がありますが、今回はアシやヨシが大量に流れ出ているため、漁船の冷却水にアシやヨシの小さなくずがつまり、エンジントラブルを起こすという事故が起こっています。

漁業者は出漁を取りやめエンジンの修理を行わなければならない、こういった修理には保険も適用されず自己負担という、こういった状況です。漁協には国土交通省に請求できないかという問い合わせもあっています。また、この雨によって大量のドベが流出して、芦屋の沖の海底に3メートル近く堆積しているという、そういった報告も上がっています。

そういった点ではですね、今後もやっぱり町としても十分海岸の保全を円滑に行っていくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。